

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年6月25日(火) 午前9時30分から11時30分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	12番	西橋 豊啓	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2

報告第 3号	農地法第3条許可指令書の取消しについて
議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号	農用地利用集積計画について
議案第12号	農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第13号	非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆



事務局長

これも3条許可しておりましたが、すでに使用貸借の権限が切れております。この土地につきましては、今年の3月の定例総会に4条申請で山林転用という申請がありましたが、総会資料を配布した後に取下げの申請があつて、総会で審議はしておりません。

整理番号1番を3条許可した際の総会議事録を見てみると、地元委員も『まじめな人柄で問題なし。』とのことでしたが、結果として何も耕作しなかったということです。

また、整理番号2番については、使用貸借期間がすでに終了しておりますので、取消しをしても効果はありませんが、セットで許可した案件でありますので参考程度に掲載しております。

なぜ心を折られたのか目的を見ると、もとの山林に戻して非農地証明を出してくると思われれます。以上です。

会長

報告案件でございます。整理番号1番と2番は関連がございまして、一緒に説明をしていただきました。皆さんの方から疑問等ございますか。今の事務局の説明でご理解いただけましたか。

私どもが3条許可をする際には、受人が計画を実行して活用してくれるという自信を持って、許可をするわけですが、許可後3年経っても農地としての活用を全く果たさなかった。そればかりではなく、それをそのまま認知転用しようという申請が上がってきたということです。

いふなれば、農業委員会は騙されたようなものですね。

今のままですと、名義が受人です。そうすると受人がその土地を別の目的で利用しようとするときに地目が畑ですので、4条なり5条なりの申請をしないとできません。ですが、『あなたは3条許可を受けたまま何もしていないじゃないですか。うそではないのか。』という判断を農業委員会がするわけです。そうなると、受人は農地と活用する以外は何もできなくなるので、名義も元に戻さうということじゃないかと、察しているところです。

ご理解いただけたでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求めます。

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。譲受人：  
[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]と[REDACTED]。畑。2筆の合計面積が[REDACTED]㎡。農用地区域内。利用状況では休耕地となっておりますけども、利用状況調査では○のススキとなっております。営農計画及び耕作期間：タンカンが1月から12月、甘藷が4月から10月、南瓜が5月から11月、スナップエンドウが2月から7月。事由：規模拡大。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積が[REDACTED]㎡。申請人の経験年数：26年、妻：21年。農機具等の保有状況：トラクター・1、管理機・2、草刈機・1、イモホリ機・1、耕耘機・1です。

周辺地域との関係については『支障等は特にはないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。非耕作地もありません。

申請人は76歳と高齢ですが、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えております。以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は[REDACTED]の[REDACTED]をしております。片手が不自由ですので、

○番（農業委員）

畑での作業は、とてもじゃないですけど無理ですので、農地は荒れているという状況です。譲受人は76歳ですが、夫婦でバリバリやり手だと見ております。場所です。8ページに図面がありますが、別案件で同じような場所の航空写真が23ページにありますので、そちらで確認をお願いします。■■■■が今回の申請地です。それと下の△の土地の一部です。写真で分かるとおり、ススキ野と言いましても草払いをして、トラクターを入れればすぐに耕作できる土地ですので本人は来年のイモ作りのためにすぐにトラクターを入れる予定でおります。全てに関してクリアーです。7ページの現地調査ですが、機械もほとんど所有しております。労働力も奥さんと2人でやっております。技術も効率利用も問題ありません。従事日数も365日ほとんど畑に出ております。経営面積も問題なく、非耕作地ありません。許可判定も全てクリアーです。以上です。

会長

皆さん方からご意見・ご質問いかがですか。  
ご意見無ければ整理番号2番について許可することにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号2番は許可することに決定いたします。

事務局長

続きまして、9ページ。議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■。土地の所在：■■■■と■■■■。畑です。2筆の合計面積が■■■■㎡。利用状況はすでに駐車場になっているということです。第3種農地、都市計画区域。事由『隣接地にて営業している料理店の駐車場として利用している。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして土地造成：■■■■㎡、既存店舗：■■■■㎡、既存駐車場：■■■■㎡、その他：■■■■㎡、建築面積が■■■■㎡、所要面積が■■■■㎡、合計面積が■■■■㎡となります。始末書がついております。

申請地は■■■■の山手側にある■■■■という飲食店の隣接地で無断転用して、すでに17年が経過しておりますので始末書を添付しての申請となっております。本申請地の周辺には耕作されている農地の少ないことから、転用しても周囲の営農に支障はないと考えられるため、転用はやむを得ないと思っております。また農地区分については、■■■■から330mのところを位置してございまして、第3種農地・300m以内農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は譲渡人の甥にあたります。16ページの航空写真をお願いします。現地を見に行きましたら、駐車場になっているのは半分ほどで、残りは杉林とモウソウ竹林になっています。この■■■■を作るときに土砂なんかを入れてあったので、畑として使うことはできません。不可能だと思いますし、これから■■■■もして、■■■■もして生活していくためには、やむを得ないにご理解いただきたいと思っております。以上です。

会長

整理番号4番について皆さん方からご意見ございませんか。  
皆さん方からご意見なければ、整理番号4番について転用を認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）



事務局長

この案件につきまして、借人は経営農業者ではなく新規就農者扱いになります。10年程前から[ ]の土地で時計草を栽培して、ハウスも大小10戸以上あるようです。7月から認定農業者の認定申請もするという事です。したがって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号3番・4番は借人が同一ということですので説明をしていただきました。担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

整理番号3番については、義理の親子関係で使用貸借。4番は他人ということですので、賃貸借になっています。

説明にありましたように、[ ]年ほど前からパッションづくりを頑張っておられますので、問題はないと思います。

26ページの航空写真でお分かりのとおり、ハウスがもう建っております。問題無いと思っております。以上です。

会長

皆さんからご質問等ございますか。

ご意見無ければ、整理番号3番・4番について、計画に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

続きまして整理番号5番。事務局より説明をお願いします。

事務局長

整理番号5番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。借人：[ ]、貸人：[ ]。土地の所在：[ ]、[ ]、田、2筆の合計面積が[ ]㎡。農用地区域。内容：甘藷。契約期間：平成[ ]年[ ]月[ ]日から平成[ ]年[ ]月[ ]日の1年間です。借料：年間[ ]円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：甘藷・ガジュツ・ウコン。経営面積：借地が[ ]㎡。従事日数：200日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、管理機・1、動噴・1、トラクター・1です。

この土地については4月の定例総会で合意解約の報告をしたところですが、今回短期間での契約になります。借人は認定農業者です。したがって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

私の方からご説明いたします。

場所は27ページの航空写真をお願いいたします。なかなか分かりづらい場所なんです。縦に見ていただくと下の方に県道があります。

県道から[ ]m程上りまして、1番上の右端に赤で印がついてあります。ここだけ基盤整備した場所なんです。当初はここら一帯を借りたいということだったんですが、「圃場は小さい・石が出る」ということで、この基盤整備をした場所だけ借りようということになりました。

なぜ契約期間が短いのかと言いますと、先の合意解約の時にも少し触れましたが、地主さんの奥様は余命が宣告されておりまして、将来的に家も含めて処分の検討をしているようでございます。長期の設定ができないということですので、とりあえず1年の設定になっております。借人は青年就農給付金を預かっている方でして、両親の経営を手伝いながら頑張っている青年ですので、問題ないだろうと思っております。

皆さんの方からご質問あれば伺います。いかがでしょう。

ございませんか。

（「はい。」の声あり）

ご質問無ければ整理番号5番について、計画を認めることにご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)

続きまして整理番号6番。説明をお願いします。

事務局長

整理番号6番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。譲受人：  
■■■■■、譲渡人：■■■■■。土地所在：■■■■■他  
12筆。田が4筆、畑が9筆です。13筆の合計面積が■■■■■㎡です。  
1筆を除いて12筆が農用地区域。作物：ポンカン・タンカン・ビワ・  
緑肥。移転時期：平成■■年■■月■■日。利用権の設定を受ける者の農業  
経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン。経営  
面積：借地が■■■■■㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：耕  
転機・1、動噴・1、草刈機・1、モア・1です。

備考をご覧ください。親子間の生前贈与で、昨年使用貸借権の設定をし  
た農地で、期間は平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日の■■年  
間でした。

昨年、親子間で使用貸借権を結んだ土地の所有権を移転しようとする  
ものです。譲り受け人は認定農業者であり、担い手農業者を目指してお  
り、経営規模も優秀であります。したがって農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号6番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

ポンカンの■■■■■の方です。高齢で悩んでおられたんですが、2・3  
年前に娘さんが帰ってこられまして、一緒に頑張っておられます。生前  
贈与ということです。28ページの航空写真をお願いします。ちょっと  
わかりにくいですが、■■■■■も含めて自宅周辺の土地を贈与する  
ということです。問題無いと思います。以上です。

会長

皆さん方からご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

続きまして29ページ。議案第12号。農業振興地域整備計画に係る意  
見書の提出についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第12号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出につい  
て、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づ  
き意見を求める。

整理番号1番。変更区分：用途区分変更。申請人：■■■■■。土地  
の所在：■■■■■、畑、■■■■■㎡の内■■■■■㎡。利用状況：  
ウコン。農用地区域。変更自由『農業用機械を収用するための倉庫が必  
要になったため。』ということです。変更目的及び事業計画：農業用倉  
庫が■■■■■㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が■■■■  
万円。

申請地は町の■■■■■から山手側に位置し、周囲は果実が栽培され  
ております。農地法許可不要の面積は90㎡であり、これを超える面積  
は用途区分の変更をしなければなりません。

今回は90㎡を越えているため、用途区分の変更をするための申請で  
あります。

申請人は約■■■■■もの耕作面積があり、農機具も多く保有しているこ  
とから、今回の申請になったようです。

申請地の周囲は果樹園で防風林で囲まれており、倉庫を建てても周囲  
の営農に支障はないと思います。なお200㎡以内ですので農地法による  
転用の許可は不要になります。以上です。

会長	整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	<p>■■■さんは農機具を県道脇にたくさん置いてあります。「農機具も室内にいれとかなないと、すぐに駄目になるよ。」と私も言っておったんですが、「なかなか入りきらない。」と言う事でした。それが、良い土地が見つかったということで、やっと倉庫を作ることができるというふうになったそうです。</p> <p>場所は32ページ。申請地の下はほとんど■■■になっております。33ページには現地の写真もありますが、問題無いと思います。以上です。</p>
会長	皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農業委員）	この写真を見ると、申請前に整地しているというふうになると思うんですけど。説明聞いて、図面見て、写真を見ると違和感を感じるんですが、どうなのでしょう。
事務局長	申請書を提出されてすぐに着工してしまったみたいですが、農林水産課の方からも「許可が下りるまで着工はやめてください。」と停止させているようです。
会長	<p>他にはございませんか。</p> <p>整理番号1番について、計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号1番について、計画を認めることに決めます。</p> <p>続きまして、整理番号2番。</p>
事務局長	<p>整理番号2番。変更区分：農用地除外。申請人：■■■。土地の所在：■■■。地目は原野です。■■■㎡。利用状況：不耕作地。農用地。変更自由『家が手狭になり、家を探しているが両親のこともあり遠くに住めないため近くを探したが見つからず、この場所を申請するに至った。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成が■■■㎡、一般住宅が■■■㎡、菜園が■■■㎡です。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が■■■万円、融資が■■■万円、合計■■■万円です。</p> <p>申請地は■■■から県道を挟んで海側に位置し、今年■■月■■日の総会で非農地判断したところです。</p> <p>原野に地目変更し、今回の申請が上がってきております。現地調査の結果、周辺に果樹園があるんですが、影響の少ないことからやむを得ないと判断いたしました。以上です。</p>
会長	整理番号2番について、担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	<p>現地確認調査で検討したんですけども、近年ここら辺は■■■や民宿など建物が建ってきております。下の白地の部分も宅地になっておりまして、将来ここら一帯も宅地化が進むであろうと思われます。</p> <p>申請地も県道沿いでありまして、除外もやむを得ないんじゃないかと思っております。以上です。</p>
会長	<p>皆さん方からご質問ございますか。</p> <p>皆さん方からご意見なければ、整理番号2番について計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号2番について、計画を認めることに決めます。</p> <p>整理番号3番について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局長

整理番号3番。変更区分：農用地除外。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡。利用状況：廃車置き場。農用地区域。変更自由『経営している自動車修理工場で使用する、自動車の部品を取るための廃車置き場として利用している。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成が[REDACTED]㎡。工事計画：許可有り次第。  
申請地は[REDACTED]の[REDACTED]の隣接地であります。周辺には有能な農地が広がっておりますが、現地調査の結果やむを得ないと判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は修理工場をやっておりまして、部品をとるための廃車置き場ということなのですが、工場ができて30年。隣接地ということもあって、すでに一部利用しております。  
39ページに図面があります。[REDACTED]は親戚の方の土地だったという関係で、工場ができたときから使っておったんですが、7年くらい前に亡くなられてまして、そのあと境界で揉めていたそうなのですが、今回分筆して申請があがっております。  
工場の後継者もおりまして、41ページに写真もありますが、すでに廃車置き場になっております。したがって、地元としましてはやむを得ないと判断しております。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等いかがですか。  
ご意見なければ整理番号3番について計画の変更を認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
計画を認めることに決めます。  
続きまして整理番号4番。

事務局長

整理番号4番。変更区分：農用地除外。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡。利用状況：果樹。都市計画区域、農用地区域。変更自由『[REDACTED]で借家生活をしていますが、実家へ帰り、実家の側へ住宅を新築するため。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成が[REDACTED]㎡、一般住宅が[REDACTED]㎡、倉庫が[REDACTED]㎡、車庫が[REDACTED]㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が[REDACTED]万円、融資が[REDACTED]万円、合計[REDACTED]万円です。  
申請地は[REDACTED]から北西へ約[REDACTED]mのところのところに位置し、道路を挟んで山手側には住宅が6件ほど建築されております。実家の近くに家を建てたいということですので除外についてはやむを得ないと判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

43ページの図面をみていただきたいんですけども、申請地の前は度々申請が出て家が建ってきております。現地を見ましたときにミカンが植わっておりました。実家の隣に広い土地があるのに、どうしてそこなのかと聞きましたら、「家の隣は大きな石や水が湧いていて、家が建てられない。」ということでした。  
45ページに写真があります。畑の真ん中になるんですけども、周りには防風林で囲まれていて支障がないということですので、仕方ないのかなという判断をしました。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。  
ご意見なければ整理番号4番についてやむを得ないということで、計画を認めることにご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)  
続きまして整理番号5番。

事務局長

整理番号5番。変更区分：農用地除外。申請人：[REDACTED]  
[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]  
、畑、[REDACTED] m<sup>2</sup>の内 [REDACTED] m<sup>2</sup>。農用地区域。変更事由『電気通信事業者であるソフトバンクモバイル株式会社の事業計画に基づき、既存携帯電話無線基地局の増設を行う。』ということです。土地造成：[REDACTED] m<sup>2</sup>。工事計画：携帯電話基地局存続期間満了まで。資金計画：自己資金が [REDACTED] 万円です。

申請地は旧県道と新県道の間であり、今回の除外は既存施設の増設で、農地法は許可不要です。したがって周辺地域に対する影響の少ないことから、除外はやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号5番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

増設ですので問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号5番について皆さん方からご質問等ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号5番について除外を認めることにご異議ございませんか。  
(「はい。」の声あり)

続きまして議案第13号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第13号 非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号3番。申請人：[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]  
[REDACTED]、畑、[REDACTED] m<sup>2</sup>。第2種農地。非農地に至った理由及び現在の管理状況：『30年近く農地として利用しておらず、放置状態のため山林化してしまい、無管理が実状です。』ということです。

備考欄にありますように平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に [REDACTED] から分筆されております。

申請地は [REDACTED] と [REDACTED] の境、[REDACTED] の [REDACTED] の隣接地であります。今回の農振見直しにより、農振地から除外されました。長年耕作放棄され山林化しております。非農地にすることにより周囲に影響はないと思われ、非農地にすることはやむを得ないと判断いたしました。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

この案件については、私の方から説明いたします。

52ページの地籍図をご覧ください。もともと [REDACTED]、[REDACTED] を含めての大きな面積だったんですが、[REDACTED] にはミカンの木が数本、[REDACTED] には相当前から親が住んでいた家がありました。申請地全体は、私どもが進める非農地判定から除外していたという経緯がございます。今回、農地の部分と小屋の部分に分筆しての申請ですので、非農地として認めても支障ないと考えております。

[REDACTED] が、[REDACTED] です。以上でございます。

皆さん方からご質問等ございますか。

〇番（農業委員）

[REDACTED] は宅地なんですか？

会長

今はどうなっているかわかりませんが、建物がまだございます。地目がどうなっているか確認はしておりません。

会長

他にご質問ございませんか。  
ご質問なければ整理番号3番について非農地として認めることにご異議ございませんか。  
〔「はい。」の声あり〕  
整理番号3番について非農地と認めることに決めます。  
続きまして整理番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。申請人：[ ]。土地の所在：[ ]  
[ ]、他2筆、畑。3筆の合計面積が [ ] m<sup>2</sup>。第2種農地・都市計画区域です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『茶畑にする為開拓しようとしたが、岩石が多く畑にできなかったため、現状は山林・原野化している。』ということです。  
申請地は [ ] から [ ] mほど [ ] へ行った申請人の自宅近くに位置し、申請人は開墾を試みたが岩石が多く、できなかったということで、現在は山林化しており、非農地にしても周辺に悪影響を与えることもなく、現地調査の結果は非農地としてもやむを得ないと判断されました。 以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

申請人の方は、[ ] で [ ] をしております。7町歩から8町歩の経営をしております。この土地については本人の親父さんが杉を植えておりまして、申請人が [ ] を始めるときに「まず自分の土地から。」ということで畑を開こうとしたんですが、先ほど説明がありました通り杉や岩石があったため、やむなく他の土地で現在の8町歩程度の栽培をされています。  
現地にも行ったんですが、中に入りづらい土地でありまして農地にするのも難しいと思いますので、やむを得ないと思います。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。  
ご意見なければ整理番号4番について非農地として認めることにご異議ございませんか。  
〔「はい。」の声あり〕  
整理番号4番は非農地として認めることに決定します。  
続きまして整理番号5番。

事務局長

整理番号5番。申請人：[ ]。土地の所在：[ ]  
[ ]、畑、[ ] m<sup>2</sup>。第2種農地・都市計画区域です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『平成 [ ] 年、夫の死去により相続し、維持管理をしていましたが、[ ] 年ほど前から体調面が思わしくなく維持管理ができなくなり、息子が維持管理を行っていましたが、本業が多忙になり維持管理できなくなり、その後自然荒廃し草木が繁茂している状態です。』ということです。  
この申請地の隣接地、[ ] は昨年 [ ] 月の定例総会において、非農地と認めてもらった土地です。申請地は [ ] と同じような状況で以前から話があったんですが、農用区域であったため申請ができなかったんですが、今回の見直しで除外されたことから今回申請が上がってきました。長いこと放棄され、山林状態であります。非農地にするにより周辺に影響も無いと思われ、非農地とすることはやむを得ないと判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします

〇番（農業委員）

場所は [ ] 近くで、61 ページの地籍図を見てお分かりにな

○番（農 業 委 員）

ると思いますが、下の [ ] は昨年皆さんに審議していただいて非農地としたところですが、そのすぐ上になります。山林化しております、これはやむを得ないという判断をいたしました。 以上です。

会長

整理番号5番について皆さん方からご質問ございますか。  
ご意見なければ整理番号5番について非農地と認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
整理番号5番を非農地として認めることに決定いたします。  
続きまして整理番号6番。

事務局長

整理番号6番。申請人：[ ]。土地の所在：[ ]  
[ ]、畑、[ ]㎡。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『平成4年に家を建てるため5条申請をしたのですが、基礎と構造部以外は手作りの家だったので、完成に年月がかかり完成報告をせず、また申請書・許可書等の保存もなく、現在に至り20年が経過いたしました。』ということです。  
この案件につきまして、家の所有者の [ ] さんから契約があったときに当時の資料を調べてみたところ、許可指令書公布：平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日申請、 [ ] 月 [ ] 日に許可の記録がありましたが、すでに県の書類保存期間の5年以上が経過しており、許可書の再交付ができなく、また許可時の分筆で土地の条件も変わっておりますので、非農地により処理するしかない状況です。したがって非農地とすることはやむを得ないと思われまます。 以上です。

会長

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

場所は [ ] を上に上がったところにあります。申請を受けて家を建てたんですが、その後の処理ができていなくて現在に至っている状態です。家も建っておりますし、 [ ] も住んでおられます。今回非農地にした後、ちゃんと名義変更されますようお願いしたいと思います。以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。  
（「ありません。」の声あり）  
ご意見無いようですので、整理番号6番について非農地として認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
それでは整理番号6番を非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時30分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

11番

12番

平成25年6月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久